

①自転車は、車道が原則 歩道は例外

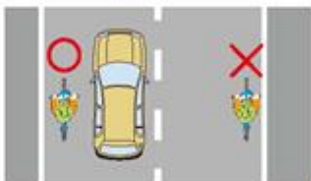
自転車は、原則車道通行です。

【自転車歩道通行の例外規定】

- * 道路標識や道路標示で指定された場合
- * 運転者が、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- * 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

②車道は左側を通行

自転車は車両の仲間です。車道を通行する場合は道路の左側端を通行しましょう。



③歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

自転車で歩道を通行する場合、車道寄りを通行して、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



守りましょう！ 自転車安全 利用五則

④安全ルール を守る

○飲酒運転、二人乗り、
並進の禁止



○夜間はライトを点灯

夕暮れ、夜間はライトを点灯して自分の存在を相手に知らせましょう。



○交差点での信号遵守と
一時停止、安全確認

自転車の交通事故は、交差点で多く発生しています。交差点では特に気をつけましょう。



⑤子どもは ヘルメットを着用



自転車用ヘルメットを正しく着用することにより、事故の時、頭部損傷による死亡の割合をおよそ1/4程度に低減することができます。



ヘルメット着用の努力義務が施行されている13歳未満の幼児・児童期に着用を習慣化させましょう。



自転車の主な違反



酒気帯び運転等の禁止
道路交通法第65条第1項



罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

信号無視
道路交通法第7条



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

指定場所一時不停止
道路交通法第43条



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

通行禁止違反
道路交通法第8条第1項



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

右側通行
道路交通法第17条第4項



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火
道路交通法第52条第1項前段
広島県道路交通法施行細則
第7条第1項



罰則 5万円以下の罰金

傘さし運転
(携帯電話等片手運転)
道路交通法第71条第6号
広島県道路交通法施行細則
第10条第4号



罰則 5万円以下の罰金

制動装置不良

道路交通法第63条の9第1項
広島県道路交通法施行規則
第9条の3



罰則 5万円以下の罰金

二人乗り

道路交通法第57条第2項
広島県道路交通法施行細則
第8条第1号



罰則 2万円以下の罰金
又は料料